

ユニフォーム規程関連業務

J F A ユニフォーム規程と、ユニフォーム広告掲示申請ついでご説明します。

1) 「ユニフォーム規程」

ユニフォームとは・・・

公式試合で各チームが着用するシャツ、ショーツ、ソックスの総称です。

第 5 条及び第 9 条においては、GK キャップ、G K グローブ及びキャプテンアームバンドについても言及しています。

※適用除外

日本プロサッカーリーグ（J リーグ）、日本女子サッカーリーグ（なでしこリーグ）【チャレンジリーグは除く】、および日本フットサルリーグ（F リーグ）のユニフォームについては本規程を適用しません。

※その他

ユニフォーム規程に定めがない事項については、競技規則又は大会要項によるものとします。競技規則又は大会要項にも定めがない事項については本協会又は公式競技会主催者の判断に従ってください。

掲示項目（必須）

掲示する箇所	掲示物	掲示サイズ	備考
シャツ 前面	チーム名	300 cm ² 以下	チームエンブレムとの併置可
	選手番号	縦 10～15 cm	第 4 種の選手と身長 150 cm 未満の選手は適宜縮小可
シャツ 胸	チームエンブレム	100 cm ² 以下	チーム名との併置可
シャツ 背面	選手番号	縦 25～35 cm	第 4 種の選手と身長 150 cm 未満の選手は適宜縮小可

掲示可項目（任意）

掲示する箇所	掲示物	掲示サイズ	備考
シャツ 前面	ホームタウン名又は活動地域名	50 cm ² 以下	
	大会マーク	300 cm ² 以下	公式競技会主催者が指定するもの
シャツ 胸	製造メーカー名又は製造メーカーロゴマーク	20 cm ² 以下	
シャツ 背面	選手名	縦 7.5 cm 以下	背面の選手番号の上（該当箇所に広告掲示がある場合は選手番号の下）
	チームエンブレム	5 cm ² 以下	シャツ背面の選手番号の中に掲示可
	大会マーク	200 cm ² 以下	公式競技会主催者が指定するもの
シャツ 背面裾	大会マーク	150 cm ² 以下	公式競技会主催者が指定するもの
シャツ 袖	ホームタウン名又は活動地域名	50 cm ² 以下	
	大会マーク	50 cm ² 以下	公式競技会主催者が指定するもの
シャツ 両肩 シャツ 両脇 シャツ 両袖口	製造メーカーロゴマーク (文字情報は含まない)	幅 8 cm 以下	形状は以下のいずれか ・単独のロゴマークを 1 ヶ所にのみ配置 ・同一のロゴマークを連続的に配置 ・帯状のロゴマークを配置

掲示する箇所	掲示物	掲示サイズ	備考
ショーツ 前面	チーム名	12 cm以下 (縦 2 cm以下)	左右どちらかに 1ヶ所 チームエンブレムと併置する場合は左右どちらか同じ側
	チームエンブレム	50 cm以下	左右どちらかに 1ヶ所 チーム名と併置する場合は左右どちらか同じ側
	選手番号	縦 10~15 cm	左右どちらかに 1ヶ所
	製造メーカー名又は 製造メーカーロゴマーク	20 cm以下	ショーツ背面との併置は不可
ショーツ 背面	製造メーカー名又は 製造メーカーロゴマーク	20 cm以下	ショーツ前面との併置は不可
ショーツ 両腰脇 ショーツ 両裾	製造メーカーロゴマーク (文字情報は含まない)	幅 8 cm以下	形状は以下のいずれか ・単独のロゴマークを 1ヶ所にのみ配置 ・同一のロゴマークを連続的に配置 ・帯状のロゴマークを配置
ソックス	チーム名	12 cm以下 (縦 2 cm以下)	左右 1ヶ所ずつ チームエンブレムとの併置不可
	チームエンブレム	50 cm以下	左右 1ヶ所ずつ チーム名との併置不可
	製造メーカー名又は 製造メーカーロゴマーク	各 20 cm以下 各 10 cm以下	左右 1ヶ所ずつの場合 左右 2箇所ずつの場合
ソックス上端	製造メーカーロゴマーク (文字情報は含まない)	幅 5 cm以下	形状は以下のいずれか ・単独のロゴマークを 1ヶ所にのみ配置 ・同一のロゴマークを連続的に配置 ・帯状のロゴマークを配置
GK グローブ	チーム名	12 cm以下 (縦 2 cm以下)	左右どちらかに 1ヶ所又は両方に 1ヶ所ずつ ※チームエンブレムとの併置不可
	チームエンブレム	50 cm以下	左右どちらかに 1ヶ所又は両方に 1ヶ所ずつ ※チーム名との併置不可
	選手番号	縦 2 cm以下	
	選手名	縦 2 cm以下	
	製造メーカー名又は 製造メーカーロゴマーク	各 20 cm以下	左右任意の場所に 1ヶ所ずつ
GK キャップ	チーム名	12 cm以下 (縦 2 cm以下)	チームエンブレムとの併置不可
	チームエンブレム	50 cm以下	チーム名との併置不可
	選手名	縦 2 cm以下	
	製造メーカー名又は 製造メーカーロゴマーク	20 cm以下	任意の場所に 1ヶ所
キャプテンアームバンド	「C」「Captain」 「キャプテン」等	50 cm以下	キャプテンであることを意味する文字は可
	製造メーカー名又は 製造メーカーロゴマーク	50 cm以下	キャプテンであることを意味する文字と併置可。 ただその場合は両方合わせて 50 cm以下。

要申請（ユニフォーム広告掲示申請）項目 <申請方法は 2）以降を参照>

掲示する箇所	掲示物	掲示サイズ	備考
シャツ 前面	広告	300 cm ² 以下	チーム名をシャツ背面に掲示する場合は〔チーム広告〕扱いとなり、申請が必要です。
シャツ 背面		200 cm ² 以下	
シャツ 背面裾		150 cm ² 以下	
シャツ 左袖		50 cm ² 以下	
ショーツ 左前		80 cm ² 以下	

【別紙】

図1 <チーム識別標章(チーム名/エンブレム)及び選手番号のサイズ>
(本規程 第5条 (1) 及び (2))

図1は、チーム識別標章（チーム名/エンブレム）及び選手番号のサイズと配置を示しています。左側のシャツ前面には、エンブレムが100cm以下、選手番号が300cm以下、10cm-15cmの幅で配置されます。中央のシャツ背面には、選手番号が7.5cm以下、25cm-35cmの幅で配置されます。右側のショーツ（前面）には、選手番号が50cm以下、12cm以下の幅で配置されます。

(注) 上記における各表示の配置は一例となる

図2 <製造メーカー識別標章(製造メーカー名/ロゴマーク)の表示>
(本規程 第5条 (6) ①のイ、②のイ、③のイ)

図2は、製造メーカー識別標章（製造メーカー名/ロゴマーク）の表示方法とサイズ制限を示しています。①のイ（単独のロゴマーク）は8cm以下（5cm以下）のサイズで、シャツの肩又は脇又は袖口、ショーツの腰脇又は裾、ソックスの上端に表示できます。②のイ（同一ロゴマークの連続配置）は8cm以下（5cm以下）のサイズで、2cm以下の間隔で連続配置されます。③のイ（帯状のロゴマーク）は8cm以下（5cm以下）のサイズで、帯状に配置されます。

製造メーカー名	Star	<i>Star</i>	★ Star	★ Star certificated
ロゴマーク	★	★	▲	▭

※(ア)又は(イ)の形状のロゴマークを、シャツの肩又は脇又は袖口、ショーツの腰脇又は裾、ソックスの上端に表示することができる。
※幅は、シャツ（肩又は脇又は袖口）及びショーツ（腰脇又は裾）の場合8 cm以下、ソックス（上端）の場合5 cm以下

※デザイン中にメーカーの名称を文字情報として含むものは、全て製造メーカー名と見なす。

図3 <広告の掲示(場所及びサイズ)>
(本規程 第7条)

図3は、広告の掲示場所及びサイズを示しています。①はシャツ前面の胸元、②はシャツ背面の胸元、③はシャツ背面の裾、④はシャツ左袖、⑤はショーツ（前面）の腰脇です。各場所のサイズ制限は、図中の破線枠内に記載されています。

※広告の掲示は上記の五ヶ所に限り、これ以外の場所の広告掲示は認められない。

図4 <表示物及び掲示物のサイズの計算>
原則、表示物及び掲示物の最長辺同士を乗じた面積とする（縦×横）。以下に例を示す。

図4は、表示物及び掲示物のサイズの計算方法を示しています。原則として、表示物及び掲示物の最長辺同士を乗じた面積とする（縦×横）。以下に例を示す。

- 三角形：最長辺 × 最長辺
- 多角形：最長辺 × 最長辺
- 台形：最長辺 × 最長辺
- 円形：最長辺 × 最長辺
- 文字+図：最長辺 × 最長辺

2) ユニフォーム広告掲示申請

ユニフォーム広告掲示申請とは・・・

- ✓ 年度ごとに申請が必要です
- ✓ 掲示可能箇所は、最大 5 箇所です
 - シャツ前面 1ヶ所 選手番号の上部または下部に 300 cm²を超えないサイズ
 - シャツ背面 1ヶ所 選手番号の上部または選手番号最下部からシャツ裾までの長さを二等分し、その上部に 200 cm²を超えないサイズ
 - シャツ背面裾 1ヶ所 選手番号最下部からシャツ裾までの長さを二等分し、その下部に 150 cm²を超えないサイズ
 - シャツ左袖 1ヶ所 50 cm²を超えないサイズ
 - ショーツ前面左 1ヶ所 80 cm²を超えないサイズ
- ✓ 同一スポンサーであっても、正・副で異なるデザインの掲示をする場合は、それぞれ申請が必要です
- ✓ 広告内容は『公序良俗に反しない内容』であることが必須条件です
また、政治的・宗教的・個人的なメッセージ（チームスローガン含む）を掲出することも禁止されています。判断ができない場合は、J F Aにお問い合わせください。

申請方法

- ✓ 書式 書式第 3 - 1 号：ユニフォーム広告申請書
尚、申請年度のクラブ申請が承認済で、同クラブ内のチームが同箇所に同内容の広告を掲示する場合は「書式第 3 - 2 号：ユニフォーム広告申請書（クラブ用）」を使用
- ✓ 必要事項 上記書式に以下の点を記入またはデザイン画等を添付
 - 広告社名 正式名称で記載（例 ×：スバル ○：富士重工業株式会社）
 - 業種 審査時の判断材料となります
 - 広告のサイズ 審査時の判断材料となります
 - 広告掲出料 J F A にて情報を蓄積しています
 - デザイン 広告の具体的表記について記載、写真またはデータ添付でも可
- ✓ 申請～承認 チームは申請書を完成させ、F A へ提出
F A は申請書の内容を確認。不備がなければ承認印押印後 J F A へ送付
J F A にて審査（不備が見つかった場合は、F A へ差戻し）
J F A は承認後、回答書を作成し、チームへ郵送

提出先 メール（p d f 添付）または郵送で愛知県サッカー協会までお送りください。

メール：info.team@aifa.jp

郵送： 〒467-0066

愛知県名古屋市瑞穂区洲山町 2-21 啓徳名古屋南ビル 5 階

公益財団法人愛知県サッカー協会 事務局あて

申請料

- ✓ 申請料 1ヶ所（1 デザイン）あたり ¥10,000+消費税
- ✓ お金の流れ チームより F A へ申請料支払い（入金確認後の申請となります。）
〈振込先〉
三菱 UFJ 銀行 名古屋営業部
普通 6 7 5 6 3 5 0 公益財団法人愛知県サッカー協会

3) Q & A

ユニフォーム規程に関するもの

質問	回答
チーム名とエンブレムを併記したい	○ チーム名とエンブレムの併記は可能 ※（ユニフォーム規程参照）
製造メーカーが揃わない	○ 同色で用意できればよい
シャツ背面にチーム名を入れたい	△ 広告として申請→承認を得れば、掲示可能
前面と背面で色が異なるシャツを着用したい	× 前面と背面の色彩は同じでなければいけない
ユニフォームを黒色で作りたい	× 黒色は審判員が着用するカラーのため
チームのスローガンを掲示したい	× 国際評議会の決定により、個人的なメッセージ(チームスローガン含む)は掲示不可
チーム名を略称/別称で掲示したい	× 原則、登録名称のみ可 リーグや大会内にて内諾が取れている場合はこの限りではない
選手名をニックネームで掲示したい	× 原則、登録名のみ可
背番号の中にメーカーロゴを入れたい	× シャツ背面はメーカーロゴを入れてよい箇所ではない ※チームエンブレムは可（ユニフォーム規程参照）
選手番号 0 をつけたい	× 選手番号は 1～99 の整数のみ使用可
正・副のショーツを兼用してよいか	× 正・副 2 組のユニフォームを用意する
違反した場合、どうなるのか	- 違反掲示は、マスキング措置
アンダーシャツについて	- 競技規則に該当、審判員に判断を仰ぐ

ユニフォーム広告に関するもの

質問	回答
正・副で異なる広告デザインを掲示したい	○ 正・副それぞれで申請（及び申請料）が必要 ※同じデザインで正・副で色違いのみの場合は 1 申請で可
クラブ内の異なるチームで同一の広告を掲示したい	○ 同一クラブ内の複数チームが、同一の広告を掲示する場合 1 つの申請で承認を得ればよい。(書式第 3-2 号を使用) 同一クラブ内のチームであっても、広告が異なる場合はチーム毎の申請とする
ユニフォームに円形広告を掲示したい	△ 広告サイズ(面積)は四角形の最長辺×最長辺で計測する 四角形の面積がサイズ内であれば掲載可 例えば、直径 15 cm の円形広告を付ける場合、 実際の円面積は $3.14 \times 7.5 \times 7.5 = 176.6 \text{ cm}^2$ だが 広告サイズ(面積)は $15 \times 15 = 225 \text{ cm}^2$ となる
t o t o の助成を受けているため掲示義務があるのだが、掲示してよいか	○ <u>広告とはみなさないが、掲示箇所とサイズを確認するため、要申請（受領した旨の回答書を発行する）</u> <u>申請料は不要</u>
未成年チームだが、酒販店広告を掲示したい	× 未成年チームにお酒の広告は不可